

【釜石市中小企業振興資金融資制度】

≪融資対象者の範囲≫

- ①市内に店舗又は事務所を有しており、申請時において原則として1年以上同一の事業を営んでいること
- ②納期の到来した市税を完納していること
- ③信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ④開業資金、経営安定資金については下記をご覧ください(※4、※5)

R2年4月1日

融資の条件							市による助成		償還及び返済方法	取扱金融機関
融資利率	信用保証料	据置期間	資金種類	融資限度額	資金用途	融資期間	利子補給率	保証料補給率		
融資期間が3年以内の場合 2.70%	0.45%～1.70% (9段階)	1年以内	小口資金	1,250万円	運転資金	7年以内	1.00%	0.25%～1.20% (9段階)	償還は、原則として割賦返済とし、融資金の返済窓口は、取扱金融機関とする。	・岩手銀行 ・北日本銀行 ・東北銀行 ・宮古信用金庫 以上金融機関の市内各支店
					設備資金	10年以内	1.00% (※2.00%)			
中口資金			3,750万円	運転資金	7年以内	1.00%				
				設備資金	10年以内	1.75%				
融資期間が3年を超10年以内の場合 2.90%			開業資金	1,250万円	運転資金	7年以内	1.00%			
					設備資金	10年以内	1.75%			
			経営安定資金	2,500万円	運転資金	10年以内	1.00%			

※1 小口資金・中口資金を併用した場合の融資限度額は3,750万円、小口資金、開業資金及び経営安定資金を併用した場合の融資限度額は5,000万円

※2 次の要件をすべて具備する場合、利子補給率を2.00%に引き上げます。

- ・小口資金(設備用途に限る)を借り受けるもの(ただし、平成28年4月1日～令和3年3月31日の間に融資した融資金に限る。)
- ・東日本大震災により市内事業所等が損害を受け、罹災証明書又は被災証明書の発行を受けた者。

※3 信用保証料については、融資の際に岩手県信用保証協会が決定し、市はその保証料に応じて0.25%～1.20%の間で補給を行います

※4 開業資金の融資対象者は、上記の「融資対象者の範囲」②及び③の要件を満たし、また、申請時において市内に住所を有し、新たに事業を遂行できる見通しがあると認められる事業者となります

※5 経営安定資金の融資対象者は、上記の①～③の要件を満たし、また、金融機関に対し経営改善計画書を提出した方で以下の要件のいずれかに該当する事業者となります。

- ・直近3か月の平均売上高が、前年同時期の平均売上高に比較して10%以上減少しているもの
- ・直近の経常利益が欠損であるもの
- ・最近の売上高対経常利益率が前年と比較して低下しているもの
- ・最近の流動比率及び当座比率等資金繰関連諸比率が悪化しているもの
- ・取引先が倒産し、経営が不安定なものと認められるもの
- ・中小企業信用保険法第2条第5項の各号に定める特定中小企業者として、市長の認定を受けたもの